

平成20年度北海道一般会計補正予算（第3号）

平成20年度北海道一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,123,589千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,928,450,695千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		714,696,117	680,000	715,376,117
	1 地方交付税	714,696,117	680,000	715,376,117
7 分担金及び負担金		22,445,487	7,101	22,452,588
	1 分担金	2,524,694	△ 4,953	2,519,741
	2 負担金	19,920,793	12,054	19,932,847
9 国庫支出金		322,549,082	2,573,336	325,122,418
	2 国庫補助金	207,799,337	2,514,416	210,313,753
	3 委託金	3,193,730	58,920	3,252,650
13 諸収入		334,868,623	△ 69,132	334,799,491
	3 貸付金収入	311,523,299	500	311,523,799
	4 受託事業収入	4,694,223	△ 29,666	4,664,557
	6 雑収入	7,032,969	△ 39,966	6,993,003

款	項	補正前の額	補正額	計
14 道 債		724,067,400	11,610,000	735,677,400
	1 道 債	724,067,400	11,610,000	735,677,400
15 繰越金		0	322,284	322,284
	1 繰越金	0	322,284	322,284
歳 入 合 計		2,913,327,106	15,123,589	2,928,450,695

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		237,830,949	△ 228,965	237,601,984
	1 総 務 管 理 費	95,014,372	△ 138,000	94,876,372
	9 選 挙 費	342,966	△ 90,965	252,001
4 企 画 振 興 費		79,391,353	△ 1,376	79,389,977
	2 地 域 振 興 ・ 計 画 費	65,266,970	△ 64,338	65,202,632
	4 科 学 I T 振 興 費	4,341,998	△ 11,000	4,330,998
	5 新 幹 線 ・ 交 通 企 画 費	6,761,627	73,962	6,835,589
6 保 健 福 祉 費		307,383,321	△ 280,333	307,102,988
	2 医 療 政 策 費	4,960,388	58,920	5,019,308
	3 健 康 推 進 費	11,131,958	101,274	11,233,232
	7 地 域 医 師 確 保 推 進 費	366,575	△ 5,655	360,920
	9 高 齢 者 保 健 福 祉 費	4,096,024	△ 141,332	3,954,692
	10 介 護 保 険 費	49,484,581	△ 216,831	49,267,750

款	項	補正前の額	補正額	計
	11 障害者保健福祉費	39,399,484	△ 76,709	39,322,775
8 農 政 費		156,635,736	898,885	157,534,621
	2 食品政策費	2,074,669	1,025,000	3,099,669
	6 農業経営費	3,009,060	△ 41,465	2,967,595
	9 農村設計費	29,790,253	△ 34,203	29,756,050
	10 農業農村整備事業費	60,743,148	△ 29,666	60,713,482
	11 農業施設管理費	31,200,835	△ 7,983	31,192,852
	12 農村計画費	297,284	△ 12,798	284,486
9 水産林務費		79,671,397	1,802,638	81,474,035
	1 水産林務管理費	11,433,511	46,388	11,479,899
	2 水産経営費	6,093,746	△ 7,639	6,086,107
	4 漁港漁村費	28,922,683	316,455	29,239,138
	6 林業木材費	5,724,731	109,265	5,833,996
	8 森林整備費	6,568,888	682,453	7,251,341

款	項	補正前の額	補正額	計
	9 治山費	12,713,893	655,716	13,369,609
10 建設費		336,786,919	12,669,293	349,456,212
	1 建設管理費	68,149,322	33,693	68,183,015
	2 道路橋りょう費	151,480,632	9,320,000	160,800,632
	3 河川費	64,101,747	2,259,200	66,360,947
	4 空港港湾費	6,620,867	30,000	6,650,867
	5 砂防海岸費	20,530,808	1,026,400	21,557,208
11 警察費		131,544,547	253,000	131,797,547
	3 交通安全施設費	4,280,565	253,000	4,533,565
15 諸支出金		81,473,721	10,447	81,484,168
	1 繰出金	5,031,781	10,447	5,042,228
歳出	合計	2,913,327,106	15,123,589	2,928,450,695

第 2 表

## 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
9 水 産 林 務 費	1 水産林務管理費	公 共 事 業 事 務 費	42,404
	4 漁 港 漁 村 費	漁 港 海 岸 保 全 事 業 費	119,150
		漁 港 海 岸 保 全 特 別 対 策 事 業 費	24,000
	8 森 林 整 備 費	森 林 環 境 保 全 整 備 事 業 費	418,537
		森 林 居 住 環 境 整 備 事 業 費	65,397
	9 治 山 費	治 山 事 業 費	405,716
		小規模治山特別対策事業費	136,000
10 建 設 費	2 道路橋りょう費	道 路 公 共 事 業 費	1,170,000
	3 河 川 費	河 川 公 共 事 業 費	268,000
	5 砂 防 海 岸 費	砂 防 公 共 事 業 費	64,000
		海 岸 公 共 事 業 費	240,000
		海 岸 特 別 対 策 事 業 費	126,000

第 3 表

## 債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成20年度農業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成20年度から平成40年度まで	247,818	平成20年度から平成40年度まで	279,119
平成20年度農業経営基盤強化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成20年度から平成45年度まで	915,353	平成20年度から平成45年度まで	1,032,286
平成20年度肥料・燃油価格高騰緊急対策資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	—	—	平成20年度から平成23年度まで	32,317
平成20年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成20年度から平成41年度まで	640,630	平成20年度から平成41年度まで	648,897
平成20年度道単独投資事業に関する債務負担行為	—	—	平成20年度から平成21年度まで	漁港事業について 85,000 漁港海岸事業について 78,000 治山事業について 213,000 道路事業について 2,561,000 河川事業について 645,000 海岸事業について 238,000 交通安全施設整備事業について 380,000 の合計額 4,200,000



第 4 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
直轄特定 漁港漁場 整備事業費	4,615,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	4,635,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
漁港海岸 保全費	713,000	同 上	10%以内	同 上	794,000	同 上	10%以内	同 上
臨時漁港海岸 保全施設整備 特別対策 事業費	268,000	同 上	10%以内	同 上	338,000	同 上	10%以内	同 上
治山事業費	5,917,000	同 上	10%以内	同 上	6,127,000	同 上	10%以内	同 上
臨時治山施設 整備特別対策 事業費	1,572,000	同 上	10%以内	同 上	1,816,000	同 上	10%以内	同 上
森林整備費	1,527,400	同 上	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,664,400	同 上	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路 事業費	53,366,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	58,208,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道路維持 管理費	3,757,000	同 上	10%以内	同 上	4,427,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道 路 新 設 改 良 費	8,800,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	9,007,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時道路整備 特別対策 事業費	32,246,000	同 上	10%以内	同 上	34,614,000	同 上	10%以内	同 上
直轄河川 事業費	19,644,000	同 上	10%以内	同 上	20,939,000	同 上	10%以内	同 上
河川改良費	11,295,000	同 上	10%以内	同 上	11,440,000	同 上	10%以内	同 上
臨時河川整備 特別対策 事業費	4,632,000	同 上	10%以内	同 上	5,173,000	同 上	10%以内	同 上
直轄空港 整備費	422,000	同 上	10%以内	同 上	438,000	同 上	10%以内	同 上
直轄砂防 事業費	1,549,000	同 上	10%以内	同 上	1,637,000	同 上	10%以内	同 上
砂 防 費	6,115,000	同 上	10%以内	同 上	6,164,000	同 上	10%以内	同 上
臨時砂防施設 整備特別対策 事業費	1,248,000	同 上	10%以内	同 上	1,338,000	同 上	10%以内	同 上
直轄海岸 事業費	168,000	同 上	10%以内	同 上	227,000	同 上	10%以内	同 上
海岸保全 事業費	1,445,000	同 上	10%以内	同 上	1,616,000	同 上	10%以内	同 上
臨時海岸保全 施設整備特別 対策事業費	1,353,000	同 上	10%以内	同 上	1,660,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
合 計	732,271,700				743,881,700			

## 議案第2号

### 平成20年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,988千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,253,610千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		100,896	10,447	111,343
	1 一般会計繰入金	100,896	10,447	111,343
2 繰越金		70,000	36,646	106,646
	1 繰越金	70,000	36,646	106,646
4 道債		184,787	20,895	205,682
	1 道債	184,787	20,895	205,682
歳入合計		1,185,622	67,988	1,253,610

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		1,185,622	67,988	1,253,610
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	1,185,622	67,988	1,253,610
歳 出 合 計		1,185,622	67,988	1,253,610

第 2 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
母子寡婦福祉 資金貸付 事業費	184,787	国庫からの 借入れによ る。	0	母子及び寡婦福祉法 の定めるところによ る。	205,682	国庫からの 借入れによ る。	0	母子及び寡婦福祉法 の定めるところによ る。